

# 地方三団体提出資料

提出資料	団体名	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～7
全国市長会提出資料	全国市長会	8～28
全国町村会提出資料	全国町村会	29～32

# 地方分権改革に関する提案募集に係る意見

H27.8.28

全国知事会

- 平成26年から新たに導入された「提案募集方式」等による事務・権限の移譲等を内容とする第5次地方分権一括法が成立し、地方分権改革が力強く前進していることを高く評価。
- 各府省第1次回答では提案内容を対応困難や今後検討とされたものが多く、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案の実現に向けて、積極的な検討を求めめる。
- このほか、個別項目への当会としての意見の概要は以下のとおり。

- **都道府県から市町村への権限移譲の提案 … 12件**〈重点事項7件〉 **について移譲の提案を支持**
  - ～ このうち1件は勧告通り、11件は加えて移譲の提案を受け入れるもの
- **国から都道府県への権限移譲の提案 … 14件**〈重点事項4件〉 **について移譲を求めめる**
  - ～ このうち2件はハローワーク、6件は「空飛ぶ補助金」見直しの提案
- **義務付け・枠付けの見直しの提案 … 26件**〈重点事項16件〉 **について見直しを求めめる**
  - ～ このうち12件は勧告未実施分、12件は勧告対象外のもの
- **その他**（国庫補助負担金の要件緩和、地方公共団体の事務改善、事業者等に対する規制緩和等）**の提案 … 18件**〈重点事項5件〉 **について見直しを求めめる**

※分類は当会の判断によるものであり、内閣府の分類と必ずしも一致しない。件数は提案件数ベースだが、同趣旨の提案が複数なされているものもある。

## 都道府県から市町村への権限移譲の提案について

○市町村との役割分担の観点から、12件〈重点事項7件〉について移譲の提案を積極的に支持。

・勧告通りの移譲の提案を受け入れるもの。・・・1件

(提案事項)

・砂利採取計画の認可事務等(砂利採取法)・・・市町村

・加えて、市町村との役割分担の観点から移譲の提案を受け入れるもの。・・・11件

(提案事項)

- ・診療所の病床設置等に係る許可(医療法)[3件]・・・指定都市【重点事項】
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)・・・指定都市【重点事項】
- ・介護支援専門員業務に係る指導監査事務(介護保険法)・・・指定都市・中核市【重点事項】
- ・緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権及び届出等の事務(工場立地法)[2件]・・・町村【重点事項】
- ・医療費助成制度の実施(難病の患者に対する医療等に関する法律)・・・保健所設置市
- ・指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、催告・命令等(障害者総合支援法)・・・中核市
- ・土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し(土地区画整理法)[2件]・・・指定都市

# 国から都道府県への権限移譲の提案について

- 14件<重点事項4件>について国からの移譲を求めめる。
- 特に移譲を求めてきた以下の事務・権限については、改めて全国知事会の提言の実現を求めめる。

## ➤ 無料職業紹介（2件）

- …ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべき。
- …地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実が必要。

## ➤ 地域交通（1件）

- …路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲するべき。

3

○いわゆる「空飛ぶ補助金」関連提案6件<重点事項2件>について見直しを求めめる。

- **中小企業支援のほか、農林水産業支援、まちづくり、文化振興等、地域の振興に資するものは、地方自治体を実施する事業と連携を図り、効果を最大限に発揮することができるよう、自由度をできるだけ高めただけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付することを求めめる。**

(提案項目)

- ・創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲(創業・第二創業促進補助金募集要項)[2件] 【重点事項】
- ・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務の権限移譲(耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱)
- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の都道府県への移譲(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領)[2件]
- ・中小企業再生支援に関する事務の移譲等(産業競争力強化法)

○このほか、5件<重点事項2件>について全国知事会として都道府県への移譲を求めめる。

(提案項目)

- ・医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)[2件] 【重点事項】
- ・保安林の指定・解除権限(森林法)[2件]
- ・経営発達支援計画の認定、変更等に係る権限(小規模事業者支援法)

## 義務付け・枠付けの見直しの提案について（1/2）

○これまで約1000条項の見直しが実現し、一定の進展があるが、実際には、見直し後も「従うべき基準」が多用されるなど地方の自由度が高まっていない面もある。

○これを踏まえ、「従うべき基準」については、速やかに廃止し、又は参酌すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行い、勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図るべき。

○この考え方に沿って、26件〈重点事項16件〉について見直しを求めらる。

## 義務付け・枠付けの見直しの提案について（2 / 2）

### ・勧告の未実施分に係る提案であり、勧告通りの見直しを求めるもの。・・・12件

(提案項目)

- ・朝・夕の時間帯における保育所の保育士配置定数の緩和(児童福祉法)【重点事項】
- ・訪問看護ステーションの開業要件の緩和(介護保険法)【重点事項】
- ・保健所長の医師資格要件の特例の期間延長(地域保健法)【重点事項】
- ・都道府県の土地利用基本計画の策定・変更に係る大臣への協議の事後報告等への変更(国土利用計画法)[3件]【重点事項】
- ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和(水質汚濁防止法)【重点事項】
- ・サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(高齢者の居住の安定確保に関する法律)【2件】
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し、オペレーターの資格要件の緩和等(介護保険法)[2件]
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき許可手続の見直し(瀬戸内海環境保全特別措置法)

### ・勧告対象外のものに係る提案であるが、勧告の趣旨に沿った見直しを求めるもの。・・・12件

(提案項目)

- ・空き家の利活用や都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験における規制緩和(旅館業法)[3件]【重点事項】
- ・地方社会福祉審議会に係る専門分科会の設置の弾力化等(社会福祉法)[2件]【重点事項】
- ・都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和(都市公園法)【重点事項】
- ・一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定、代理申告を可能とする(公営住宅法)[2件]【重点事項】
- ・公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任(公営住宅法)【重点事項】
- ・学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等を可能とする規制緩和(学校保健安全法)
- ・認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件の緩和(介護保険法)
- ・生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和(生産緑地法)

※その他の2件は、勧告で存置許容されているが、知事会としても見直しを求めるもの。(提案項目)基準病床数の算定にあつての都道府県知事の裁量の拡大(医療法)[2件]

## 全てに共通して国に対処を求めめる事項

- 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全てに共通して以下の事項を求めめる。
  - ・ 事務区分(自治事務・法定受託事務)、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルカール等の範囲内とすること。
  - ・ 報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
  - ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。
- 政府として最終的に決定するまでに、全てに共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求めめる。
  - ・ 工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
  - ・ 財源については、事務・権限の実施にあたり財源(人件費相当額を含む。)の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。
  - ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
  - ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
  - ・ 各府省からの第1次回答において現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

# 第20回地方分権改革有識者会議・ 第19回提案募集検討専門部会 合同会議（H27.3.19） 平井議員提出資料（抜粋）

## 1 地方からの提案に対する対応について

提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障等の立証・説明責任を国もしっかりと果たすという姿勢が必要です。

また、全国一律の権限移譲が困難である場合には「手挙げ方式」を積極的に活用するとともに、広域的な観点での権限行使の必要性を理由に移譲が認められなかった権限について、広域連合へ移譲することについても検討することを求めます。

## 5 重点事項以外の提案に対する対応について

地方分権改革有識者会議などの場で十分に議論される事項、いわゆる重点事項として扱われなかった事項について、内閣府と関係府省間での調整に終始するのではなく、具体的な支障事例が提示されたような提案については、各府省によるヒアリングの実施や、場合によっては地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で処理するなど、結果に対する納得性を高めるよう努めるべきです。



① 地方創生に資するもの

(1) 地方へのひとの流れの創出（地方移住・地方大学の活性化）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
5	B	福井市	空き家の利活用における旅館業法の規制緩和	地方への移住促進と空き家の解消を図るため、売買・賃貸することを前提としている空き家物件への短期居住については、旅館業法の許可の対象外とする。	提案内容の事実関係を確認した上、旅館業法上の手続きが空き家の利活用の妨げとならないように検討されたい。 なお、検討に当たっては、利用者及び地域住民に対する安全性の確保や住環境への影響等について配慮を要する。
204	B	群馬県 福島県 新潟県	都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験における旅館業法の適用除外	都市・農村交流を目的に農村が「地域」で都市住民等を受け入れて農家に宿泊させる農家民泊の場合、旅館業法の適用を除外する。	都市農村交流を目的とした農家民泊については、提案団体の提案に沿って、検討を進められたい。 ただし、旅館業業界に対する影響や衛生管理上の問題点等についても考慮した上で、構造基準の適用除外の対象範囲を明確に限定する等必要な措置の検討も併せて求める。
269	B	兵庫県、 滋賀県、 関西広域連 合	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合における旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合に限り、客室面積が33平方メートル未満であっても営業を認めているが、農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業を行う場合も、この特例措置が適用されるよう適用要件を緩和すること。	提案団体の提案に沿って、検討を進められたい。 なお、非農林業者への適用条件や衛生管理の担保などについて熟慮が必要。

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
6	A	福井市	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条に基づき、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。	提案団体の意見を尊重されたい。ただし、広域的な観点からの調整が必要な介護サービス提供に係る人材確保等について配慮が必要である。
2					

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
24	B	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	介護保険における住所地特例の適用対象の拡大	首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等へ里帰りする場合に、必須サービス（安否確認・生活相談）のみの場合も住所地特例制度の対象とすることを求める。	検討に当たっては、介護費用の負担のあり方、医療介護体制の見込み、移住者の把握・管理等における自治体の事務の状況等に十分留意することが必要と考える。
188	B	和歌山県 兵庫県、 鳥取県	介護保険制度における住所地特例の見直し	都市部から地方への里帰りや、移住を促進するため、介護保険制度における住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等に住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合も含めるものとする。	検討に当たっては、介護費用の負担のあり方、医療介護体制の見込み、移住者の把握・管理等における自治体の事務の状況等に十分留意することが必要と考える。
214	B	鳥取県	介護保険における住所地特例の適用対象の拡大	都市部から地方への移住を推進するに当たっては、介護が必要となった場合に、移住前自治体における居住期間に応じて介護保険の「住所地特例制度」の対象とするなど、介護費用を移住前の自治体が負担する制度的な仕組みを講ずること。	検討に当たっては、介護費用の負担のあり方、医療介護体制の見込み、移住者の把握・管理等における自治体の事務の状況等に十分留意することが必要と考える。
315	B	茨城県 福島県 栃木県 群馬県 新潟県	介護保険制度に係る住所地特例の見直し	障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合に、現行では当該適用除外施設の所在市町村が保険者となるが、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするよう住所地特例を見直す。	適用除外施設の偏在による所在市町村の保険給付の負担が過度に生じることがないよう、実態調査に基づき適切な検討を求める。

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
246	B	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	意見なし
247	B	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	意見なし

(2) 子育て支援

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
323	A	指定都市市長会	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
215	B	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件緩和	病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）については、看護師等を利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上、保育士を 3 人につき 1 名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。 ①保育士 1 名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。 ②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることも良いこととする。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、利用児童の急変時の対応や保育士及び看護師等の有資格者の確保について留意すること。

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
168	B	瑞穂市	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	<p>26 年の提案に対する対応策として、27 年度の期間は、朝・夕の時間帯で当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士 1 人に限る、当該保育士に代え保育施設における十分な業務経験を有する者等を配置することもやむを得ないとの特例が示された。</p> <p>ところが、本市では必ずしも保育する児童が少数でない施設もあり特例が認められないこともあることから、28 年度以降の措置について継続して検討を求めるとともに、現場の状況を踏まえ、その適用条件等について改めて整理することを目指す。併せて、代替できる者の定義の明確化を求める。</p>	<p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。</p>

(3) 地域経済振興

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
106	A	栃木県	工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権及び届出等の事務の町村への移譲	工場立地法の緑地面積等に係る地域準則の条例制定権限及び届出等の権限を都道府県から町村へ移譲する。	提案団体の意見を尊重されたい。
8	A	全国町村会	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	提案団体の意見を尊重されたい。
123	A	松山市	中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲	現在、都道府県が持っている大規模小売店舗立地法に関する届出の事務処理と中心市街地の活性化に関する法律の大規模小売店舗立地法の特例区域（特例1種、特例2種）の設定に関する事務処理や権限を県から中核市に移譲してもらいたい	中核市の現状について十分に確認の上、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。なお、人員確保・体制整備のための十分かつ確実な財政措置が必要である。
9					

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
62	A	富山県	承認基準のある医薬品製造販売の地方承認権限の拡大	承認基準が定められているが承認権限の地方委任の対象外となっている一般用医薬品等のうち、日本薬局方において規格基準が定められている一般用漢方製剤等について、速やかに地方委任の対象外となっている扱いの見直しの検討を行い、承認権限を都道府県に移譲することを提案する。	意見なし
120	A	奈良県	医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大	現在、製造販売承認に関して、漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤（承認基準の制定されたもの）の多くは、国（医薬品医療機器総合機構）が承認権者となっているが、これを都道府県へ権限移譲していただきたい。	意見なし
174	B	長野県	市町村農業委員会が農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う市町村の農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意義務付け等の廃止	農振法施行令第 10 条に定める軽微な変更に、森林・原野化して市町村農業委員会が農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う農用地区域の変更を加えることにより、速やかに農用地区域から除外することができるようにする。	農地の有効活用と中山間地域の活性化の両立が図られるよう、検討すること。

10

11



管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
141	B	岐阜県	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和	都市公園法施行令第 8 条の基準について、法第 4 条と同様に参酌基準とすることを求める	提案団体の意見を尊重されたい。
12					

(4) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
56	B	埼玉県	公営住宅建替事業の施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第 2 条第 15 号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
13					
191	B	宇都宮市	近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化	給水区域及び給水人口を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を記載することとなっているが、小規模な給水区域の変更に限って、「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出省略、または、「水道事業等の認可の手引き」において、前回の水需要予測の結果を用いることのできるケースとして、「小規模な給水区域の変更」の明文化を求めるもの	厚生労働省からの回答が「対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行ない、提案の実現に向けて積極的な検討を求める。
14					

② これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
10	B	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。	意見なし
110	B	栃木県	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	意見なし
213	B	広島県	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	意見なし

15

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
94	B	九州地方知事会	社会福祉法第 7 条第 1 項の規定による地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し	地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第 7 条第 1 項)については、「精神障害者福祉に関する事項」が除かれており、同事項を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することができないため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、規定の見直しを行うこと。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
95	B	九州地方知事会	社会福祉法第 11 条第 1 項の規定による地方社会福祉審議会に係る専門分科会の設置の弾力化	地域社会福祉審議会には「身体障害者福祉専門分科会」が必置(社会福祉法第 11 条第 1 項)となっており、精神障害福祉を含めた障害者福祉全体に関する事項を調査審議するための専門分科会等が設置できないため、設置の弾力化を図り、地域の実情に応じた専門分科会の設置が可能となるよう、規定の見直しを行うこと。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
96	A	九州地方知事会	医療法第7条第3項の規定による診療所の病床設置等に係る都道府県知事の許可を指定都市の市長へ移譲	医療法第7条第1項の規定による病院の開設許可等については、平成27年度から指定都市の市長の権限に移譲済み。一方、同条第3項の規定による診療所の病床設置等の許可等については、未移譲。 医療計画に基づき病床を管理する上で、病院と診療所の取扱いを区分する理由は見当たらず、診療所についても指定都市の市長に権限を移譲すること。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、周辺地域への影響について留意すること。
134	A	指定都市市長会	診療所の病床設置に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている、診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。 また、医療法施行令第3条の3に基づく診療所の病床設置の届出に関する事務についても同様に、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、周辺地域への影響について留意すること。
306	A	神戸市	診療所の病床設置等に係る許可権限の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている、診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、周辺地域への影響について留意すること。

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
45	A	さいたま市	介護支援専門員業務に係る指導監査事務の都道府県から指定都市・中核市への移譲	現在都道府県で行っている介護支援専門員の業務に係る指導監査事務を、指定都市及び中核市に移譲し、指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と一体的に行うことができるようにするもの。	<p>政令指定都市については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。</p> <p>また、移譲にあたっては、人員確保・体制整備のための十分かつ確実な財政措置が必要である。</p> <p>当該事務・権限の移譲の検討にあたっては、政令指定都市から下記のとおり整理すべき事項が挙げられたことを申し添える。</p> <p>&lt;整理すべき事項等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務・権限の移譲により、指導・監査の主体の数が増えることから、取扱いに差が生じる恐れがある。ついては、国において統一的な取扱指針・マニュアル・Q&amp;A等を充実させる必要がある。</li> <li>・現在の制度のままでは、指導・監査の権限が移譲されたとしても登録地以外の事業所に就業する介護支援専門員には、指導・監督の権限が及ばないため、新たな仕組みを考える必要がある。</li> <li>・当該事務・権限の移譲に当たっては、平成27年度の介護保険法の改正の効果も踏まえ、移譲の時期等の検討を進めるべきである。</li> <li>・指導監査事務の権限を政令市・中核市に移譲する場合は、他の政令市・中核市、都道府県との情報共有を密にするシステムの構築が必要である。</li> <li>・厚労省の見解では、介護保険法第83条により、既に市町村長に介護支援専門員に対する指導権限が付与されているとする。しかし、市町村長が必要な指示を行い、これに介護支援専門員が違反する場合は、同法69条の39の介護支援専門員の登録削除の規定が適用されないため、市町村長の指導監査の実効性を担保するためには、新たな仕組みが必要となる。</li> </ul>

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
233	B	徳島県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県	訪問看護ステーションの開業要件の緩和	訪問看護ステーション開業要件である看護師等の配置基準（現状では常勤換算 2.5 人）を過疎地域において緩和する。	サービス提供に支障がないよう留意しつつ、提案の実現に向けて検討すること。 なお、現行制度においても過疎地域における常勤換算 2.5 人の人員基準を緩和することが可能ということであるが、事実関係について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。
58	B	埼玉県	保健所長の医師資格要件の特例の期間延長	現行制度では、医師以外の者を所長に充てる場合は、2 年以内の期間（やむを得ない理由があれば 2 年の延長可）に限られているが、その期間をさらに延長し、最大 10 年間、医師以外の者でも保健所長になれるよう規制を緩和すること。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、全国的に公衆衛生医師の確保が困難な状況であり、国においては公衆衛生医師の確保・育成に係る抜本的な取組を図られたい。
281	B	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の協議及び同意の緩和	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要とされているが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	意見なし
21					

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
132	B	東京都	災害時における放置車両の移動 権限の付与等	大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要な緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保するため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じること。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
22					

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点から専門的な調査・審議に馴染むもの

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
72	B	島根県 中国地方知 事会	法定予防接種の保護者同意要件 の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	実情を踏まえて、十分に検討すること。
225		京都府 関西広域連 合、滋賀県、 大阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 徳島県	法定予防接種の保護者同意要件 の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める。	実情を踏まえて、十分に検討すること。
23					



管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
87	B	九州地方知事会	漁業近代化資金融通法における国による関与の廃止又は簡素化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に繋がるもの。)	意見なし
90	B	九州地方知事会	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に係る届出書類の簡素化	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づき届出漁業について、進達事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し一覧表方式により届出・報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に係る添付書類のうち、漁船原簿謄本を不要とすよう措置すること。	意見なし
217	B	鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止	漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にまたがらない一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。	意見なし



管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
80	B	豊田市	生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大	生活保護法第 3 7 条の 2 (保護方法の特例) において、「保護実施機関は、保護の目的を達成するために必要があるときは、(中略) 被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。」という規定を置き、代理納付事由を政令 (生活保護法施行令第 3 条) に定めているが、その列挙事由を追記する。	厚生労働省からの回答が「現行制度において実現可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、代理納付を可能とする項目については、実務上の負担とならないよう検討する必要がある。
180	B	京都市	生活保護適正化に係る実施機関の調査権限の強化	実施機関の調査に対する回答義務について、現行法上は官公庁等に限られているが、不正受給事案の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするためには民間事業者の協力が不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、調査権の拡大が実態を伴ったものとなるよう、全国銀行協会等の関係機関との調整について配慮することについても検討すべきである。
301	B	千葉市	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第 6 3 条に基づく費用返還請求権及び同法第 7 8 条に基づく費用徴収権を、破産法第 2 5 3 条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第 1 6 3 条第 3 項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	生活保護法第 6 3 条及び第 7 8 条に基づく債権の非免責債権化等について十分に検討すること。

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
226	B	京都府 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定を可能とする	公営住宅法第 16 条第 1 項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主体による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近傍同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めめる。
227	B	京都府 関西広域連 合、滋賀県、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告において代理申告を可能とする	公営住宅法第 16 条第 1 項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる単身の認知症疾患者について、本人からの申告によらず、市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めめる。

26

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
64	B	富山県	LP ガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止	LP ガス新型バルクローリについて、民生用は液石法の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法（高圧法）の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。 具体的には、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。	提案の趣旨について、十分に検討すること。
65	B	富山県	高圧ガス保安法におけるコールドエバポレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止	高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコールドエバポレータ」については、同法の「第二種貯蔵所」としての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、コールドエバポレータについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。	提案の趣旨について、十分に検討すること。
76	B	郡山市 太子町 田川市	特定計量器（質量計）定期検査の規制緩和	特定計量器（質量計）定期検査周期（2年に1回）の規制緩和について	特定計量器の精度維持に資するよう、検討すること。
161	B	岐阜市	特級基準分銅の検査証印有効期間の延長	基準検査規則第 21 条の二のハにより、有効期間が 3 年に定められているが、一級基準分銅の有効期間と同様、5 年と緩和していただきたい。	提案の趣旨を踏まえ、負担軽減について検討を行うこと。

27

④ 昨年度、専門部会で重点事項として審議した事項のうち、昨年の対応方針で 27 年度の検討事項とされているもの、及び本年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(1) 平成 27 年案件

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
81	B	豊田市 松山市	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	提案団体の提案の実現に向け、地域の実情に応じた収入基準の設定などについて積極的な検討を求める。
29					

(2) 平成 26 年案件 (27 年にも提案があったもの)

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
52	A	埼玉県	創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	意見なし
313	A	香川県 徳島県	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。 ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲	意見なし
30					

◎全国市長会提案（管理番号 243）

区分	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	関係府省 1 次回答
B	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していること、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	<p>【総務省】 消防信号は、消防法第 18 条第 2 項に「何人も、みだりに総務省令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。」と定められているところ（昭和 23 年制定）。具体的な信号パターンについては、消防法に基づき、消防法施行規則第 34 条別表 1 の 3 に定めている（昭和 36 年制定）。昭和 51 年に気象庁が定めた津波警報標識（気象業務法施行規則第 13 条第 2 項に基づく告示）は、消防の近火信号、出場信号に類似しているものがあるが、津波警報等を住民に知らせる Jアラートにおいては、サイレン音に加えて、津波である旨のメッセージ等を流すことで、危険性を伝達するとともに区別がつくようにしているとのことであり、現在の信号の使用に関し、混乱を来すことはないものと思料。</p> <p>消防庁としては、津波警報等の発令時には火災発生時と同様に国民に対し、危険を伝達する必要があると認識しており、現在の信号にメッセージを付加することによる対応が適当であると考える。</p> <p>【国土交通省】 津波警報等をサイレンでお伝えするのは、津波による災害の発生が予想される時に、その事実をいち早く広く住民に知らせるために使用するものである。</p> <p>現状においては、津波警報等の伝達の際には、予報警報標識規則に定められた標識（サイレン音等）と併せ、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等の様々な手段で情報伝達が行われており、市町村においても、防災行政無線のほか広報車の巡回やケータブルテレビ等を用いて可能な限り多くの手段で周知の措置が図られているところである。さらに、Jアラートでは、サイレン音だけでなく「大津波警報が発表されました」等のメッセージを流すことも可能である。</p> <p>以上のことから、現在のサイレン音等を引き続き使用しても混乱を来すとは考えていない。</p>
全国市長会意見			<p>サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいた場合、判断基準はサイレン音のみことから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなかつたとの苦情が発生している。</p> <p>住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援のためにも、吹鳴パターンの重複解消を図りたい。</p>

平成27年地方分権改革に関する提案募集に対する意見

平成27年8月28日(金)  
全 国 町 村 会

分野	産業振興	提案事項	工場立地法第4条の2の緑地面積に係る地域準則の条例制定権限等の町村への移譲	求める措置の 具体的内容	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	提案団体	全国町村会	具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた必要性	工場立地法に基づき特定工場の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限について、都道府県から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権限がない。このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援策を講じることができない状況にある。工場立地法等産業の振興に取り組み町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求め、昨年の提案募集で新潟県聖籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務（届出受理、審査、必要な場合には勧告、変更命令、罰則適用）についても、併せて移譲を求め、	根拠法令等	工場立地法第4条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条等	省庁からの一次回答	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があつたが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができるところから、現行法令により対応可能としたところである。今回は全国町村会からの要望であり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要ないかならば、提案の実現に検討することとしたい。	全国町村会意見	提案の実現に向けて、積極的な対応を求め、
----	------	------	---------------------------------------	-----------------	---	------	-------	----------------------------	---	-------	----------------------------------	-----------	---	---------	----------------------



分野	産業振興	提案事項	求める措置の 具体的内容	提案 団体	<p>【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積等の緩和を行う場合、基本計画への区域の位置付けを具に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものもある。市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では緑地面積率等の独自設定は不可能となっている。現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要である。</p>	根拠法令等	経済産業省	<p>省庁からの一次回答</p> <p>工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づき基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていた場合は、町村であっても条例を制定することができるところである。今回、貴県とは別に全国町村会からも要望があり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえ、提案の現向けて必要な対応を検討することとした。</p>	全国町村会意見	<p>提案の実現に向けて、積極的な対応を求めめる。</p>
----	------	------	-----------------	----------	---	-------	-------	--	---------	-------------------------------

分野	提案事項	求める措置の 具体的内容	提案 団体	具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	省庁からの一次回答	全国町村会意見
土地利用（農地除く）	開発許可に係る技術基準の緩和（緑地帯その他の緩衝帯の配置）	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であつて、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地法第4条第1項の環境施設の配置基準を満たしている場合を除く。	栄町	<p>【制度改正の経緯・必要性】          開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあつては、同条第1項第10号の規定により、開発区域の境界にそつてその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。</p> <p>一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められていて、都道府県及び市に条例制定権が付与されている。</p> <p>工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針はあるが、基本的には、工場立地法の基準を満たして位置・幅員を特定された上で求められる。</p> <p>しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。</p>	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地法第2条第2項第4条	<p>国土交通省</p> <p>都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等について、周囲の境界に沿つて内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。</p> <p>このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿つて内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一律に適用除外とすることは不適當である。</p> <p>一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の環境施設を設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認められる場合には、本基準を適用しないことも可能である。</p>	提案団体の意見を尊重されたい。（第1次回答において、本基準を適用しないことも可能である旨の記載があるが、どのような場合に適用するか基準を明確化していただきたい。）
				<p>【制度改正の効果】          現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要がある。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考へる。</p>	<p>都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等について、周囲の境界に沿つて内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。</p> <p>このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿つて内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一律に適用除外とすることは不適當である。</p> <p>一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設を設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認められる場合には、本基準を適用しないことも可能である。</p>	<p>国土交通省</p> <p>都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等について、周囲の境界に沿つて内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。</p> <p>このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿つて内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一律に適用除外とすることは不適當である。</p> <p>一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の環境施設を設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認められる場合には、本基準を適用しないことも可能である。</p>	提案団体の意見を尊重されたい。（第1次回答において、本基準を適用しないことも可能である旨の記載があるが、どのような場合に適用するか基準を明確化していただきたい。）



分野	その他	求める措置の 具体的内容	提案 事項	提案 団体	具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	省庁からの一次回答	全国町村会意見
		<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。</p> <p>別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定の個人情報は、住民票関係情報に限られる。</p> <p>しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や情報や地方税関係情報の連携が、必要となるため、これらの特定個人情報も利用できざるより緩和をお願いする。</p>	<p>豊田市 山都町</p>	<p>【番号法での規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。</li> </ul> <p>【支障がある点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとしてされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するたために地方税関係情報も必要となる。</li> </ul>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命第24条</li> <li>学校保健安全法第24条</li> <li>学校保健安全法施行令第9条</li> </ul>	<p>内閣府</p> <p>マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で特定の個人情報提供が認められています。その一つとして、同条第7号において情報提供を行うプラットフォームシステムを使用し、これにより提供を行うことが規定されており、これにより提供を行うことができない具体的な特定個人情報、別表第2において規定されています。</p> <p>同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたいと、当該特定個人情報の提供側で提供ができると考えられるものについて規定されています。</p> <p>したがって、ご提案の学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務において連携する特定個人情報として、生活保護関係情報及び地方税関係情報を同表に規定するに当たっては、まずは、当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務におけるそれぞれの特定個人情報の必要性等の検討がされたいと、提供する特定個人情報を所管する厚生労働省及び総務省においてその提供が可能であると判断されれば、同表に規定されることも考えられます。</p> <p>初めに、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。</p> <p>ご承知のとおり、学校保健安全法第24条に基づき援助の対象となる者の認定に関する事務に携わることとなる者については、番号法第19条第7号（別表第2第38）により住民票関係情報とされています。</p> <p>なお、地方公共団体において「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」を番号法第9条2項（場合によっては第19条9号も含む）に基づき条項で規定し、地方公共団体の責任において当該事務に生活保護受給情報等を利用することは可能であると考へます。</p> <p>まずは、当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報の必要性等を検討していただくことになると考えます。</p>	<p>総務省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	